

裁 決 書

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

上記審査請求承継人 [Redacted]

平成28年1月13日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[Redacted]が、平成27年11月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護費徴収額決定処分は、これを取り消す。

事 実

[Redacted]（以下「処分庁」という。）は、平成27年11月16日、[Redacted]（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項により、生活保護費徴収額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成28年1月13日付けで北海道知事に審査請求を行った。

[Redacted]、請求人は死亡し、請求人の[Redacted]（以下「承継人」という。）が本件審査請求を承継した。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

3年くらい前の年金収入を理由に原処分により保護費の返還を命じられたが、当時、年金証書を処分庁の担当者に提出しており、そのことを処分庁に申し立てたところ、担当者から年金証書がないので探してくださいと言われ、探したがなかったことから、原処分に不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]

[REDACTED]

(5) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(6) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(7) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(8) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(9) [REDACTED]
[REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、厚生労働大臣の定める基準により要保護者ごとに算定された最低生活費のうち「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」とされている（法第4条第1項及び法第8条第1項）。

イ 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとされている（法第27条1項）。

ウ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

エ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができるとされる

(法第63条及び法第78条)。

オ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-1によると、法第78条の適用が妥当である場合は以下のとおりとされている。

- (ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。
- (イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- (ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- (エ) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

(2) 原処分について

請求人は3年くらい前の年金収入を理由に原処分により保護費の返還を命じられたが、当時、年金証書を処分庁の担当者に提出しており、そのことを処分庁に申し立てたところ、年金証書がないので探してくださいと言われ、探したがなかったことから、原処分に不服である旨主張している。

そこで、本件についてみると、処分庁は、法第78条第1項に基づく原処分を行っているが、同条に基づく処分が妥当な場合として、前記(1)オ(ア)から(エ)までが挙げられているので、原処分がこれらの要件に該当しているか検討する。

前記(1)オ(ア)については、処分庁が届出又は申告について口頭又は文書による指示をした場合であり、この指示は法第27条に基づく指示(前記(1)イ)であることが必要であるが、前記1(6)及び(7)のとおり、処分庁が請求人に対して未認定年金が返還となることを説明したことは認められるものの、法第27条に基づく指示を行ったという事実は認められない。

また、前記1(5)のとおり、未認定年金は、平成25年11月に請求人の年金が増額となったことを理由とするものであるが、前記1(2)ないし(4)のとおり、この時期、請求人は、年金の切替え又は改定の都度、処分庁に相談や届出を行っていることからすると、前記(1)オ(イ)ないし(エ)に挙げられている、請求人が届出又は申告に当たり明らかに作為を加えた場合、虚偽の説明を行った場合等に該当するものとも認められない。

以上のことから、原処分は、前記(1)オ(ア)ないし(エ)のいずれの要件も満たさずに行われたものであるから、法の適用を誤った違法なものであり、取消しを免れない。

なお、前記(2)ないし(4)のとおり、請求人は、年金の切替えや年金額の改定について、処分庁へ届出又は相談をし、処分庁は、請求人が [] の受給権が発生することを把握していたにもかかわらず、原処分に至るまで当該収入を確認していなかったことにも疑問が残る。

よって、主文のとおり裁決する。

令和元年(2019年)5月31日

北海道知事 鈴木直道

